

## 平成28年度第2回名立区地域協議会次第

日時：平成28年5月13日（金）  
午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所第2会議室

### 1 開 会

### 2 名立区総合事務所長あいさつ

### 3 地域協議会委員の自己紹介

### 4 協 議

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 地域協議会の運営等について
  - ・会議の招集に必要な委員の数について
  - ・会議録の確認者の選出方法について
  - ・会議の形式、座席順について
  - ・会議の開催時間等について
  - ・地域協議会だよりの編集方法について
  - ・その他

### 5 その他

- (1) 平成28年度地域活動支援事業の模擬審査について
- (2) 第3回地域協議会の開催予定について
  - ・平成28年 月 日（ ）午後 時 分から

### 6 閉 会

## 第2回地域協議会の協議事項

協議事項 ( は根拠例規)	協議結果
正・副会長の選任 上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会 長 _____  副会長 _____
会議の招集請求に必要な委員数 設置条例第8条第1項第2号	_____人
会議録の確認者 上越市審議会等の会議の公開に関する条例 施行規則第5条第2項	
会議の形式、座席順	(形 式)
	----- (座席順)
会議の開催時間等	(時 間)
	----- (開催日)
地域協議会だよりの編集方法	(編集委員)
	----- (発行回数・時期)
	----- (編集方法など)

## <参考：関連例規>

### 上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。  
ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

（1） 会長が必要と認める場合

（2） それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

### 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

# 平成28年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

## 1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた助成事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

## 2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の区分	事業の例
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業	個性豊かな住みよい地域社会の構築 地域の特性をいかした産業振興 など
2.景観形成、生活環境の向上事業	地域の景観づくり、生活環境の改善 など
3.安全安心な地域づくり事業	安全安心な地域づくりの推進 など
4.健康・福祉の充実事業	保健、医療又は福祉の推進 など
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業	子どもの健全育成 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興 など
6.自然環境保全事業	自然保護、環境保全 など
7.観光資源をいかしたまちづくり事業	地域の特性をいかした観光振興 など
8.地域間等の交流事業	地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流 など
9.その他、名立区の活性化につながる事業	

### 3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

#### (1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・応募者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li> <li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

#### (2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題についての認識はあるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業で何を期待するか。</li> <li>・地域課題の解消につながるものか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像とのつながりや整合性があるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞+㉟ 点
-------------	--	-------

- ・ 5点...優れている
- ・ 4点...やや優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 1点...劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

( 3 ) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の平均点で 30 点を上回るものとする。

#### 4 補助率及び補助金の交付

( 1 ) 補助金の額

補助金額の下限は 5 万円（上限設定なし）とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

( 2 ) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の 100% とする。

#### 5 その他

( 1 ) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

( 2 ) 事業総額が予算を超える場合

助成事業の補助金額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

( 3 ) 事業の追加募集

助成事業の補助金額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

( 4 ) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

( 5 ) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

( 6 ) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成 28 年 2 月 23 日開催の平成 27 年度第 11 回地域協議会において策定した。

## [上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 名立区募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。

私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

平成28年度で実施を予定する事業について、下記のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。



### 募集期間

**平成28年4月1日(金)から5月2日(月)まで募集します**

### 対象事業

～ 事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～ 事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

### 名立区の将来像「山～川～海の恵みをいかし、だれもが 住みよいまちづくり」の実現に向けて取り組む事業を募集します

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業や公序良俗に反する事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複し助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### 応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、名立区総合事務所に持参してください。

## ポイント!

- ・補助金の交付決定前に事業を着手した場合(事業提案書の提出日以降に限る)も対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。)
- ・事業提案書、Q & A、補助金交付申請書等の用紙は、各総合事務所及びまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

## ポイント!

- ・事業の要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代等)
  - 応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃等)に要する経費
  - 応募団体の人が飲食を行う経費(事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等や会議時のお茶代・菓子代も対象外です。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。)
  - 金券(商品券、サービス券等)などの発行に係る経費(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします)
  - 営利法人からの提案は対象外とします。
  - その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・平成29年3月31日までに事業を完了(経費の支払いを含む)するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## 助成事業の補助金額

名立区における補助金の総額は下記のとおりです。この金額の範囲内で補助します。

**名立区の補助金総額 520万円**

## 助成事業の補助率及び補助金の交付

名立区では、助成を受けることができる事業は5万円を超える事業とします。また、事業費の上限は設けません。なお、補助率は補助対象経費の100%を原則とし、補助金は千円単位で交付します。

補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

## ポイント!

- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## 提案された事業の審査と決定

- ・提案された助成事業の採択の可否等について、名立区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・地域協議会での審査結果に基づき、市長(名立区総合事務所長)が事業採択の決定を行います。



・名立区における審査の項目と視点は次のとおりです。

## (1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

### 事業の例

1. 地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業  
（個性豊かな住みよい地域社会の構築）  
（地域の特性をいかした産業振興） など
2. 景観形成、生活環境の向上事業  
（地域の景観づくり、生活環境の改善） など
3. 安全・安心な地域づくり事業  
（安全安心な地域づくりの推進） など
4. 健康・福祉の充実事業  
（保健、医療または福祉の推進） など
5. 教育・文化・スポーツ活動の振興事業  
（子どもの健全育成）  
（地域の伝統、文化、郷土芸能またはスポーツの振興） など
6. 自然環境保全事業  
（自然保護、環境保全） など
7. 観光資源をいかしたまちづくり事業  
（地域の特性をいかした観光振興） など
8. 地域間等の交流事業  
（地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流） など
9. その他、名立区の活性化につながる事業

## (2) 基本審査・共通審査基準 ...すべての地域自治体の審査で共通するものです。

・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。

### 共通審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

### (3)名立区独自の審査基準

#### 名立区独自の審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか
事業効果	・この事業で何を期待するか ・地域課題の解消につながるものか
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか

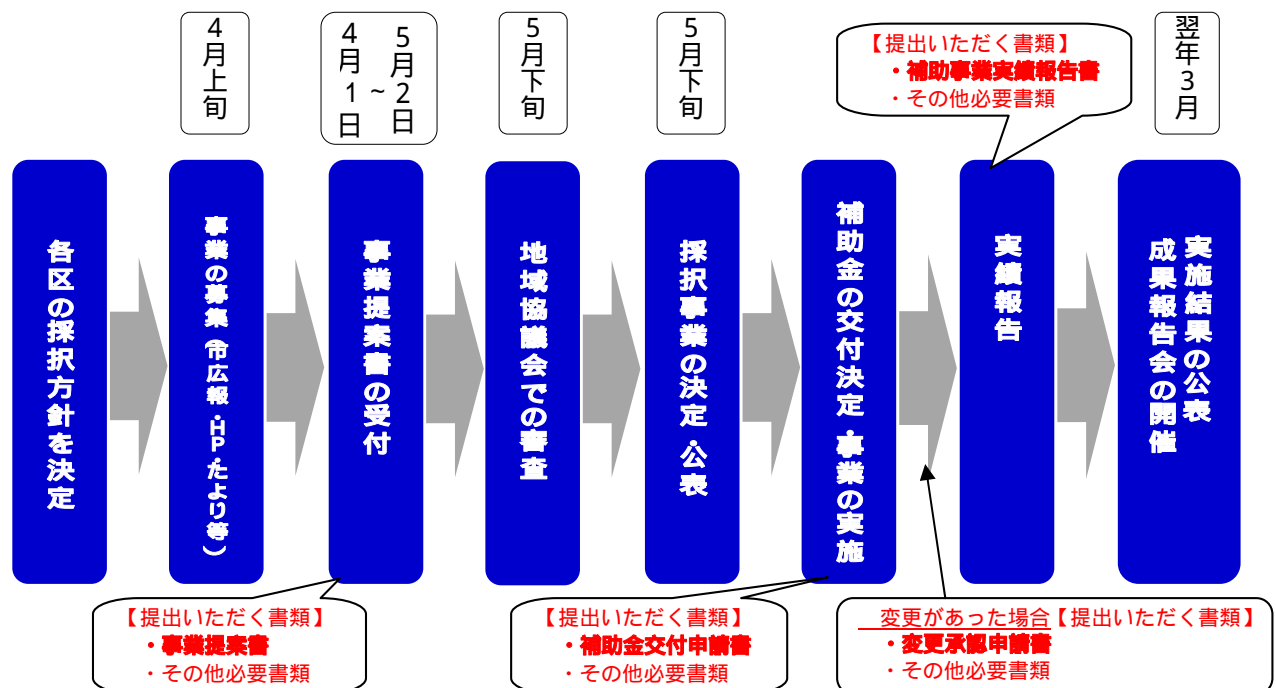
#### ポイント!

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「共通審査基準」及び「名立区独自の審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断します。
- ・審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施します。
- ・事業実施にあたり、地域協議会で事業実施内容に条件を付する場合があります。

#### 事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定していますので、応募される場合はあらかじめご了承ください。

#### フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでお問い合わせ・ご応募ください！

地域自治区	事務所	所在地(電話番号等)
名立区	名立区総合事務所 総務・地域振興グループ	名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 222 FAX 025-537-2973

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

## 提案のあった事業の一覧

事業番号 NO. 1 (資料番号 NO. 1)	事業名	地区高齢者いきいき支援事業
	提案者名	地区活性化協議会 会長
	事業費及び補助金希望額	1,200千円 (うち、補助金希望額1,000千円)
	事業の目的(概略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の加齢に伴う筋力低下や生活機能低下者への支援を行う。</li> <li>・ 地区に住む高齢者の生きがいづくりに寄与するとともに、交流の場を確保することによる。</li> <li>・健康相談・生活相談で地域に住む高齢者の生活をサポートする。</li> </ul>
	事業の内容(概略)	(1)事業の対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員、研修会謝金、血圧計・体重計、研修会テキスト印刷費、文化祭周知ポスター・チラシ印刷費 など</li> </ul> (2)事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき講座の開催。 ・健康相談・生活相談の実施。</li> </ul>
	事業の実施期間	平成28年6月～平成28年10月
	事業で期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への支援を行うことで要介護状態になることを防ぎ、元気で自立した高齢者が多いまちづくりにつながる。</li> <li>・地域全体で支え合う機運の醸成が図られる。</li> </ul>
事業番号 NO. 2 (資料番号 NO. 2)	事業名	名立区の史跡や観光施設への看板設置
	提案者名	史跡観光ボランティアの会 代表
	事業費及び補助金希望額	1,188千円 (うち、補助金希望額1,188千円)
	事業の目的(概略)	史跡や観光施設の観光案内を円滑にする。来訪者と地元住民の交流も期待できる。
	事業の内容(概略)	(1)事業の対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板材料費(材木、塗料、マスキングテープなど)、会場借上げ代、看板設置委託 など</li> </ul> (2)事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・名立区の史跡や観光施設などに、住民がデザインした手作りの看板を設置する。</li> </ul>
	事業の実施期間	平成28年6月～平成29年2月
	事業で期待する効果	史跡や観光施設の来訪者の利便性の向上と交流人口の増加。

事業費合計：238万8千円 補助金希望額：237万8千円 <補助金配分額：520万円>

第1号様式（第7条、第12条関係）

## 記載例

平成28年 4月 1日

## 上越市地域活動支援事業提案書

(宛先) 上越市長

事業の名称	地区高齢者いきいき支援			事業
団体等の名称及び代表者氏名	(名称) <b>地区活性化協議会</b> (代表者) <b>会長</b>	団体等の所在地	<b>上越市 区 町10番地</b>	
電話番号	-	FAX番号	-	
担当者	氏名	電話番号	-	
	住所	<b>上越市 町1-1-1</b>	FAX番号	-

備考 担当者の欄は、団体等の所在地、電話番号等と異なる連絡先に連絡を受ける必要がある場合に記入してください。

## 1 団体等の概要

団体等の設立目的	<b>地区の高齢者の生きがいづくりなどの支援を通じて地域振興を図る。</b>		
活動分野 該当する活動の全てのに、レ点を記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の安全を図る活動 人権の擁護を図る活動 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 その他( )		
設立年月	平成17年 4月設立		
構成員数	50人(平成28年 1月 1日現在)		
直近の会計収支決算	・収入額	500千円	
	・支出額	500千円	
	・収支差額	0千円	
	(期間: 27年 1月 1日 ~ 27年 12月 31日)		
団体等の沿革	平成17年4月 <b>地区活性化協議会設立以降、地区の活性化のため高齢者支援をはじめ、まちづくりに関わる様々な事業を実施。</b>		

規約又は会則等の写しが必要です

## 2 事業の概要

### (1) 事業の対象自治区、事業主体及び概算事業費

事業の対象地域自治区名	区
事業主体	地区活性化協議会
事業費等	事業費 1,200 千円 (補助金希望額 1,000 千円)

備考 複数の地域自治区にわたる事業の提案をするときには「事業の対象地域自治区名」の欄に提案を行う地域自治区名を全て記入してください。

### (2) 事業の目的及び期待する効果

<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の加齢に伴う筋力低下や生活機能低下者への支援を行うことで要介護状態になることを防ぎ、元気で自立した高齢者が多いまちづくりにつながる。</li> <li>・地区に住む高齢者の生きがいづくりに寄与するとともに、多くの住民等による交流の場を確保することにより、地域全体で支え合う機運の醸成が図られる。</li> <li>・健康相談・生活相談で地域に住む高齢者の生活をサポートすることにより、安全安心なまちづくりが推進される。</li> <li>・子ども達との交流事業を通じて地域全体で子どもを育てる機運の醸成が図られる。</li> </ul>
---

### (3) 採択の方針等との整合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容は、 <b>したいと考え事業に取り組むものであり、</b> <b>区採択方針の項目に該当するものと考え提案するものです。</b></li> </ul>
---

各区の採択方針との整合を記入してください。

### (4) 事業の内容及び実施方法

<p>(1) <b>事業の対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地区の住民（主に高齢者）</b></li> </ul> <p>(2) <b>事業の実施方法等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地区センターを拠点として下記事業を実施し、高齢者支援、子どもの育成等、地域全体で支え合う機運の醸成を図る。なお、実施体制については、地区活性化協議会が中心になり、運営を行うが、多くの地域住民の協力を得て実施する。</b></li> </ul> <p><b>いきいき講座の開催</b>  <b>内 容：</b>健康づくり、趣味に関することなどの講座を開催する。講座の内容は参加者と相談の上、決定することとする。（例：日曜大工講座、冬囲い講座、園芸講座など）  <b>開催日：</b>週に1回程度（月4回×8か月）</p> <p><b>健康相談・生活相談</b>  <b>内 容：</b>健康相談・生活相談を実施する。血圧や受診状況などのチェックを行う。また、お茶飲み話を通じて生活状況を把握する。  <b>開催日：</b>週に3回程度（月12回×8か月）</p>	<p>対象者、実施方法や体制などを記入してください。</p>
--	--------------------------------

**子ども連との交流会**

**内 容**：高齢者が先生になり、昔の遊びや習字、そろばん等を子ども連に教える。（子ども連を見守ることにより、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る）

**開催日**：週に3回程度（月12回×8か月）

**スタッフ研修会**

**内 容**：栄養士や保健師等から要介護状態を予防するための専門知識を学ぶ（地区活性化協議会の運営スタッフが健康に関する専門知識を学び、次年度は外部講師に頼らず自立を図るため実施する）  
研修会で学んだ情報をまとめてテキストを作成し、広く配布する。  
（参加者、住民へ配布 3,000部）

**開催数**：20回程度

**地区文化祭の開催**

**内 容**：いきいき講座や子ども連との交流事業などで実践してきた成果を発表する場とする。

**開催数**：11月に開催予定

(5) 事業の実施期間及び実施スケジュール

事業の実施期間	平成28年6月～平成29年2月
事業の実施スケジュール	平成28年6月～8月..... ~ の参加者募集 平成28年7月～8月..... スタッフ研修会 平成28年7月～平成29年2月..... 講座、相談、交流会実施 平成28年11月..... 文化祭開催

(6) 次年度以降の活動の見通し

<ul style="list-style-type: none"><li>・スタッフ研修会などを通じて、スタッフが専門知識を身につけることにより、次年度は外部講師に依存せず、相談会等の事業を自前で実施する。</li><li>・また、次年度はお弁当サービス事業、放課後児童クラブ事業、地域のシルバー人材派遣事業などが実施できないか、検討していく。</li></ul>
---

(7) 事前協議

事前協議の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要あり                      必要なし
事前協議先	課 または 土地所有者名

備考

- 1 市有地及び市の施設を利用する事業を提案するときは、事業を行う区域の市の総合事務所又はまちづくりセンターと事前に相談を行ってください。
- 2 自己所有以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。

(8) 事業の収支計画等

ア 収入の部

(単位：円)

費目	金額	明
地域活動支援事業費補助金	1,000,000	
地区活性化協議会 自主財源	200,000	参加費@500円×50人×8か月
計	1,200,000	

1,000円未満の端数がある場合は、申請者の負担になります。

自主財源がない場合は記入不要です。

積算根拠について、具体的に記載してください。

工事や業務委託、備品購入、印刷費などは見積書が必要です。

詳しいことは各総合事務所、まちづくりセンター、自治・地域振興課へお問い合わせください。

イ 支出の部

費目	金額	説
いきいき講座 講師謝金	160,000	@5,000円×32回
健康相談 相談員謝金	220,000	@5,000円×44回(前半の外部相談員分。後半はスタッフが対応)
血圧計・体重計	44,000	血圧計@8,000円×2、体重計@4,000円×2 握力計@20,000円
子ども連との交流会 消耗品	5,000	マジック、蛍光ペン、画用紙等
スタッフ研修会 講師謝金	50,000	@5,000円×10回(市職員以外の講師分)
テキスト作成	540,000	貸与印刷費@180円×3,000冊
文化祭 地区センター使用料	5,000	
消耗品	20,000	色紙、大洋紙、装飾品等
周知ポスター・チラシ作成	60,000	ポスター印刷費@150円×200部=30,000円 チラシ印刷費@20円×1,500部=30,000円
その他 地区センター使用料	96,000	@200円×5時間×週3回×4週×8か月
合計	1,200,000	

見積書が必要です。

業務委託をする場合など、10万円以上の経費については2社以上の見積書が必要です。

見積書が必要です。

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 提案を行う事業に係る見積書の写し
- (3) 位置図その他の工事図面(提案を行う事業に工事が含まれる場合に限る。)の写し

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 暴力団の活動において地域活動支援事業として採択を受けるものではありません。
- (2) 地域活動支援事業としての採択により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この提案を不採択とされ、採択の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。( にレ点を記入してください。)

平成28年度地域活動支援事業にかかる提案内容等の確認事項一覧表

	事業名	(単位：千円)			プレゼンテーション時に聞きたい内容 (* プレゼンテーション不要の場合は、要確認事項)
		総事業費	補助希望金額	備品購入額	
1	地区高齢者いきいき支援事業	1,200	1,000	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座や研修会の1回の参加者はどれくらいを想定しているか。</li> <li>・ 講師や相談員はある程度予定しているのか。</li> <li>・ 翌年度以降、対象地区を拡大するなどの考えはないか。</li> </ul>
2	名立区の史跡や観光施設への看板設置事業	1,188	1,188	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看板設置後の展望を持っているか(看板を作って終わりにならないか)</li> <li>・ 看板設置の許可等は得ているか。</li> <li>・ 業者に発注した場合、どう評価するか。</li> </ul>
配分額 5,200千円		2,388	2,188	0	



資料 6

い)。

## 【平成 27 年度名立区地域活動支援事業採択事業一覧】

平成 27 年度配分額：530 万円

	事業名（補助金額）	団体等	事業概要
1	坂本弁護士追悼記念コンサート (46 万円)	坂本弁護士追悼コンサート実行委員会	事件の風化を防ぎ、坂本弁護士が無念にも伝えきれなかった思いを地域のみinnで共有して心をついにし、また区民から優れた芸術に触れてもらうこともあわせ、クラシックコンサートを開催する。
2	名立区いきいきサロン運営事業 (37 万 8 千円)	名立区いきいきサロン運営協議会	名立区内の高齢者の皆さんの閉じこもり防止、健康維持や介護予防をすすめていくため、9 地区のいきいきサロンを継続的に実施していく。
3	2015 名立駅マイ・ステーション作戦～トキ鉄になってもマイ・ステーション名立駅～ (31 万 2 千円)	名立駅マイ・ステーション作戦実行委員会	名立駅の利用促進と名立駅を拠点とした地域活性化に向けた取組みを進めていくため、名立駅の環境整備と情報発信、名立を知る場としての活用、たよりの発刊、イベント等を実施する。
4	名立篠笛講座事業 (12 万円)	名立篠笛同好会	名立区に伝承される芸術や文化を後世に伝え、また施設利用者の福祉の増進、地域の活性化に寄与するため、講座や発表会の開催、区内の福祉施設や名立駅等でのボランティア演奏を実施する。
5	ポニーふれあいパーク in 名立事業 (15 万 9 千円)	名立商工会青年部	名立区内の保育園児の健やかな成長のため、豊かな情操教育の一助とするため、普段見る機会の少ない動物（ポニー）への餌やりや乗馬体験を実施する。
6	2015 年 ふるさと交流事業 (37 万 5 千円)	不動森あげ米かい	市内をはじめ近隣市町村、都市住民の方々から不動地域を訪れていただき交流を深めることを目的に、「観賞そばの育成」や「不動ミニキャンドルロード」を実施する。

	事業名(補助金額)	団体等	事業概要
7	名立谷浜 IC 周辺に水仙をいっぱい咲かせて、上越市にお越しになる皆様をお迎えする事業 (30万円)	名立の100年後を創造する会	名立区に来る人にまた訪れたい気持になってもらい、交流人口の増加につなげることを目的に、上越市の西の玄関口「名立(名立谷浜 IC)」周辺に水仙を植樹し景観を整える。
8	2015福祉の名立まちづくりフェスタ～今こそみんなで支えあい!～ (15万2千円)	名立区住民福祉会	地域住民相互による思いやりや支え合いが大切になってくることを地域住民が自主的・主体的に学び、そして実践するきっかけとするため、フェスタを開催する。
9	名立区赤野俣町内会地域活性化事業～赤野俣イルミネーションロード～ (33万円)	赤野俣町内会	団地ができ人口が増加してきているが、町内一体となる行事がないため、地域の活性化を図るべく、各戸にイルミネーションを飾りイベント等を実施する。
10	名立太鼓 新規太鼓購入事業 (140万円)	名立太鼓連中	地域に根ざした太鼓の演奏団体として、地域の活性化とまちづくりの一端を担うため、不足している太鼓を購入し、各種イベントに参加する。

**採択団体及び補助金額 合計 10 団体 398 万 6 千円**